

前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の改正について（議案第34号）

障害福祉課

1 改正の理由

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 民法の改正により、懲戒に係る規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 保育所等に入所する児童と指定児童発達支援事業所等に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者を、当該児童への保育に併せて従事させることができることとする。
- (2) 指定児童発達支援事業者等は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所等における安全に関する事項についての計画を策定しなければならないこととする。
- (3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車を運行する場合、ブザーその他の車内に残る障害児の見落としを防止する装置を設置し、降車時に障害児の所在を確認しなければならないこととする。
- (4) 懲戒に係る権限の濫用禁止を定める規定を削る。

3 施行期日

令和5年4月1日（ただし、2の(4)については、公布の日）